

佐賀大学退職金切下げ事件の不当判決にたいする声明

佐賀大学事件原告及び原告弁護団

1. 本日 3月 24 日、佐賀地方裁判所は、佐賀大学の退職者である原告らが、同大学が就業規則を一方的に不利益変更して退職金を大幅に切り下げるることは労働契約法に反して無効であると主張して退職金の差額の支払を求めた事件において、大学側の就業規則の不利益変更を是認し、原告らの請求を棄却する不当判決を言い渡した。

2. 佐賀大学は、2004年4月、国立大学法人法に基づき、旧国立大学から国立大学法人への改組されており、この改組に伴い、そこにおける労働関係は、一般（民間）の労働法規や判例法理が全面的に適用されることになった。したがって、本件で問題とされた就業規則の一方的不利益変更に関しても、労働契約法 10 条が適用され、就業規則の不利益変更が有効とされるためには、労働者の不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等諸般の事情に照らして、不利益変更に合理性があると認められなければならないところである。とりわけ、本件で問題とされた退職金等の重要な労働条件に関わるものである場合、不利益変更することについて、「高度の必要性」が必要であるというのが確立された判例法理である。

この点、本件においては、当時の佐賀大学の財政は黒字を計上しており、教職員の退職金を減額しなければならない状況は全く認められないことは明白であった。また、佐賀大学はこの就業規則の不利益変更を行う約 1 か月前という直前の時期になって突然労働組合に通告してきたものであり、誠実な団体交渉を全く行なわなかった。したがって、これらいずれに観点から見ても、本件就業規則の不利益変更が有効とされる余地は、本来、一切存しなかったのである。

3. しかるに、佐賀地方裁判所は、佐賀大学が財政的に見て退職金切り下げの必要性など存しなかつたことあるいは労働組合との団体交渉も何ら誠実に行なわれていないこと等の諸事実には一切目を瞑り、国家公務員の退職手当の引き下げに準じて大学の退職金を引き下げるよう国から要請がなされたという状況に鑑み、本件就業規則の不利益変更には高度の必要性が認められるとして、佐賀大学のなした退職金切下げを是認する判決を行った。

この佐賀地方裁判所の判決は、労働者の権利を著しく軽視するものであるという点において、到底許容することのできない極めて誤った判断である。また、本判決は、国立大学法人の在り方に関わる点でも、放置できない問題を孕んだ判決であると言わざるを得ない。そもそも、国立大学法人法の制定に際しては、国立大学の自主的・自律的な運営の確保の重要性を指摘する付帯決議が衆参両議院にてなされているところであり、憲法上の重要な価値である学問の自由及び大学の自治の理念を実質化するために国立大学法人の自主性・自律性に対しては最大限の尊重がなされなければならないことは多言を要しないところである。しかしに、今回の佐賀地方裁判所の不当判決は、国立大学法人の自主性・自律性を大きく歪めるものであり、到底容認することはできない。

4. については、速やかに控訴し、この誤った判決の取り消しに向けて全力を挙げることをここに決意するものである。

以上